

第8章 医療救護・保健等対策

この章のポイント

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが想定されるため、災害発生直後から多数の負傷者に対し、迅速な医療救護活動を行うとともに、遺体については適切な取扱いが求められる。

ここでは、発災時における初動医療体制の確立や医薬品・医療資器材の確保、災害拠点病院の整備、遺体の火葬など医療救護・保健等の対策を示す。

1 想定される事態と認識

- 総則第2章第2節に掲げる被害想定では、区内の死者321人、負傷者3,307人（うち重傷者578人）とされるなど、大規模な災害では多数の死傷者が発生する事態が想定されている。
- 震災時、医療機関が被災し、医療機能が喪失するおそれがある中でも、医療機能の継続や災害拠点病院をはじめとした医療機関の受入体制の構築が求められるとともに、医薬品や医療資器材についても、備蓄などの方法で確保する必要がある。
- 遺体については、死者の尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱わなければならない。

2 現在の到達状況

（1）初動医療体制の整備

- 災害時の医療救護活動に従事する者の登録（1,603人）（令和6年1月現在）
- 医師会等医療救護活動関係団体への区防災行政無線の設置、災対保健衛生部及び緊急医療救護所設置場所へのIP無線等の配備
- 「墨田区災害時医療救護活動マニュアル」の改定
- 区は、災対保健衛生部に医療救護活動を統括・調整するために、医療救護活動拠点を設置することとしている。

（2）医薬品・医療資器材の確保

- 指定避難所や一部緊急医療救護所設置場所等への医療資器材等の配備

（3）遺体の取扱い

- 災害時における遺体の搬送及び棺等葬祭用品の供給等についての協定締結（2団体）（令和6年1月現在）

3 対策の方向性

（1）初動医療体制の整備

- 被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、区災害対策本部の下に設置する区災害医療コーディネーターを中心とした医療救護活動拠点と、各二次保健医療圏に設置する東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした医療対策拠点との間の情報連絡体制を構築する。

- 初動医療体制、負傷者等の輸送体制を整備し、災害時には、医療救護活動拠点の区災害医療コーディネーターの助言を得ながら、迅速な医療救護活動を行う。
- 発災から72時間～1週間頃の急性期以降は、避難生活による感染症の発生、慢性疾患の悪化、生活不活発病、メンタルヘルスの悪化や生活環境に係る健康課題が増大する。そこで、二次健康被害を最小化するため、様々な職種による保健医療活動チームが効果的に対応できる体制を構築する。

（2）医薬品・医療資器材の確保

- 医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、卸売販売業者も活用した医薬品等の確保を図るとともに、災害薬事コーディネーターを中心とした医薬品供給体制を構築する。

（3）遺体の取扱い

- 遺体については、死者の尊厳と遺族の感情等を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う。
- 捜索、収容及び検視・検案の各段階において、関係機関と連携して取り組む体制を整備する。
- 協定を締結している民間団体とも連携して、遺体の搬送に協力し、広域火葬体制での迅速な対応の実現を図る。

4 具体的な取組

地震前の行動

（予防対策）

初動医療救護体制の整備

- 区災害医療コーディネーター等の配置、情報連絡体制の構築
- 保健医療活動チームの確保、緊急医療救護所の資器材等の確保
- 車両・船舶等の協定締結による搬送手段の拡充
- 在宅人工呼吸器使用者等への支援計画の作成
- 二次健康被害を最小化するための保健医療活動体制の構築、動物救護活動への協力体制の整備

医薬品・医療資器材の確保

- 医薬品、医療資器材の備蓄の整備
- 災害薬事センターの運営方法の確立
- 防疫用資器材の備蓄・調達・配布計画の策定

遺体の取扱い

- 行方不明者や死亡者の搜索等の各段階における役割の把握・体制の整備
- 「東京都広域火葬実施計画」に基づく関係団体等との協定締結、広域火葬体制の整備

地震直後の行動

（応急対策） 発災後 72時間 以内

初動医療救護体制等

- 医療救護活動拠点の設置
- 人的被害・医療機関の被災・活動状況等の把握・報告
- 区民への情報提供のための相談窓口等の設置
- 医療救護活動等の統括・調整、医療救護の要請等
- 負傷者等の搬送、医療救護班等の医療スタッフ及び医薬品の搬送

医薬品・医療資器材の供給

- 都及び薬剤師会医薬品・情報管理センター等への医薬品の提供の要請
- 災害薬事センターの設置、卸売販売業者への医薬品の発注
- 災害薬事コーディネーター、薬剤師会との連携による緊急医療救護所等への医薬品等の発注、供給

遺体の搜索、収容及び検視・検案・身元確認等

- 遺体の搜索、搬送、収容
- 検視・検案・身元確認、区民への死亡者に関する情報提供、遺体の引渡し、死亡届の受理、火葬許可証等の発行

地震後の行動

（復旧対策） 発災後 1週間 目途

防疫・保健活動

- 飲料水の衛生確保、避難所及び患者発生時の消毒、ねずみ族等の駆除
- 感染症発生状況の把握、予防対策
- 食品の安全確保、取扱いの指導
- 保健活動班による避難所等での巡回健康相談等の実施等

火葬等

- 火葬許可証に代わる「特例許可証」の発行
- 遺体の安置、保存及び搬送体制等の火葬体制の確立
- 広域火葬に関する都との調整、円滑な実施

5 到達目標

- 区災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制の強化、I C Sの確立
- 医療救護所の確実な運営体制の構築
- 災害拠点病院等の地域における医療機能を維持するための基盤強化

- 医薬品等の確保、薬剤師会等と連携した供給体制の強化

- 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の整備

第1章
区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク
及びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの応急
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護・保健等対策

● 予防対策

第1節 初動医療体制の整備

第1項 情報連絡体制等の確保

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]

区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを指定している。

区災害医療コーディネーターが区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、E M I S（広域災害救急医療情報システム）を中心とした情報連絡体制を構築する。

【災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
区災害医療コーディネーター	区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、区が指定する医療コーディネーター
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏(*)域の医療救護活動等を統括・調整するために、都が指定する医療コーディネーター
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、都が指定する医療コーディネーター
区災害歯科コーディネーター	区内の医療救護活動を、歯科分野で統括・調整し、区災害医療コーディネーターをサポートする、区が指定する歯科のコーディネーター
区災害薬事コーディネーター	区内の医療救護活動を、薬事分野で統括・調整し、区災害医療コーディネーターをサポートする、区が指定する薬事のコーディネーター

(*) 都が統括管理する被災地域は広範になるため、複数の区市町村からなる「二次保健医療圏」を単位とした災害医療体制を構築し、都がよりの確に区市町村を支援できる仕組みとした。墨田区は江東区及び江戸川区とで構成する「区東部二次保健医療圏」に属する。

第2項 医療救護活動の確保

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]

【対策内容と役割分担】

東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 東京DMA T連携隊を編成し東京DMA Tと連携 2 都保健医療局等とともに、救出救助活動と連携した東京DMA Tの活動訓練を実施
区	1 医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、柔道整復師班等の確保 2 緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置場所の確保 3 医療救護活動拠点の設置場所の確保

医療救護活動の実施に当たり、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会及び訪問看護協会の協力を得て保健医療活動チームを編成し、医療救護所に派遣できるよう、各会と協定を締結している。

発災状況に応じて医療救護所（緊急医療救護所及び避難所医療救護所）を設置し、保健医療活動チームを派遣する。派遣状況については、東京都地域災害医療コーディネーターへ報告する。また、医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換を行うことができるよう体制を整備する。

医療救護活動については、緊急医療救護所の設置や運営方法等を定めた墨田区災害時医療救護活動マニュアルに基づいて行うこととする。なお、毎年、マニュアルの改訂を行い、医療救護体制の強化を図っている。

【医療救護活動拠点等】

種 別	説 明
医療対策拠点	都が、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所として、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点
医療救護活動拠点	区が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換するために、区災対本部に設置する拠点

【医療救護所等】

名 称	説 明
緊急医療救護所	区が、災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所で、主にトリアージ ^(*) 、軽症者に対する応急処置を行う場所
避難所医療救護所	区が、避難所に設置する医療救護所

(*) 災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療や搬送の優先度を決めること。

【災害拠点病院等】

指定区分	説 明
災 害 拠 点 病 院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院（救急告示を受けた病院等で都が指定する病院）
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）

※ IV-21：区内東京都災害拠点病院等一覧（別冊 P246 参照）

※ IV-22：区内救急告示医療機関一覧（別冊 P247 参照）

第3項 負傷者等の搬送体制の整備

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会〕

区及び都は、車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、更に搬送手段の拡充を図る。

第4項 保健衛生体制の整備

〔区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会〕

在宅療養者や在宅人工呼吸器使用者等の要配慮者に対して、発災後迅速な対応を行うため、関係機関と協議の上、個別支援計画の作成等、事前に必要な対策を行う。

第5項 防疫体制の整備

〔区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会〕

防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。また、都及び関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

なお、区では、東京都獣医師会墨田支部と災害時における動物救護活動に関する協定を締結している。

第2節 医薬品・医療資器材の確保

〔区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会〕

薬剤師会と「災害時に備えた医薬品の供給等に関する協定」を締結しており、概ね発災から3日間までに必要な医薬品等は、常に使用可能な状態にしておくとともに、可能な限り備蓄の増強に努める。

薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所や運営方法、納入先及び納入先への搬入方法等、具体的な活動内容について協議しておく。

発災後、医薬品等を直接調達することができるように、卸売販売業者と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を締結している。

この協定締結に基づき、卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は災害薬事センターへ納品する。

第3節 遺体の取扱い

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会、歯科医師会〕

行方不明者や死亡者の搜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、区及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

1 遺体収容所の運営体制の整備

区は、遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- (1) 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- (2) 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
- (3) 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- (4) 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

2 遺体の取扱いに対する体制の整備

区は、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、遺体の保存等に係る資器材等の確保、遺体の搬送、火葬の協力について、関係団体等と協定を締結し、災害時における円滑な広域火葬体制の整備を進める。

民間団体と葬祭に関する協定を締結し、遺体の取扱いに対する体制を整備している。

- (1) 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定
- (2) 災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定

● 応急対策

第1節 初動医療救護体制等

第1項 医療情報の収集伝達

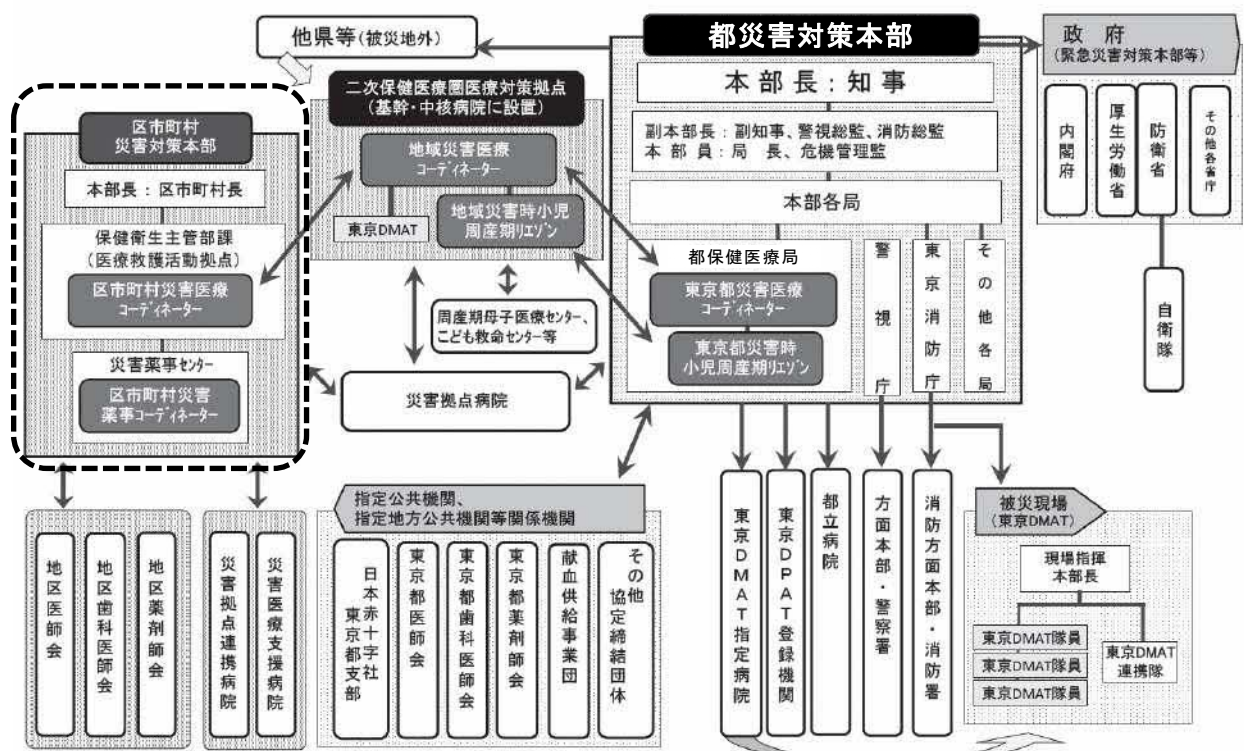
〔区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会〕

災害発生時には、区災害対策本部内に設置した医療救護活動拠点において、E M I S で医療機関（診療所、歯科診療所、保険薬局、病院）の被災状況を把握する。E M I S の入力に困難な場合、有線電話あるいは主な医療機関に配備した区防災行政無線及びI P 無線機、区と関係機関が所有するデジタル無線機等を活用し、情報収集し、E M I S への入力を支援する。把握した被災状況等は、区東部地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

また、緊急医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知するため、相談窓口等の設置に努める。

- ※ IV-05：地域防災行政無線局一覧表（別冊 P224 参照）＜再掲＞
- ※ IV-19：墨田区医師会災害時緊急電話連絡網（別冊 P244 参照）
- ※ IV-20：墨田区医師会病院部災害時緊急電話連絡網（別冊 P245 参照）

【発災直後の医療連携体制（イメージ）】



第2項 初動医療体制

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

【主な医療救護活動】

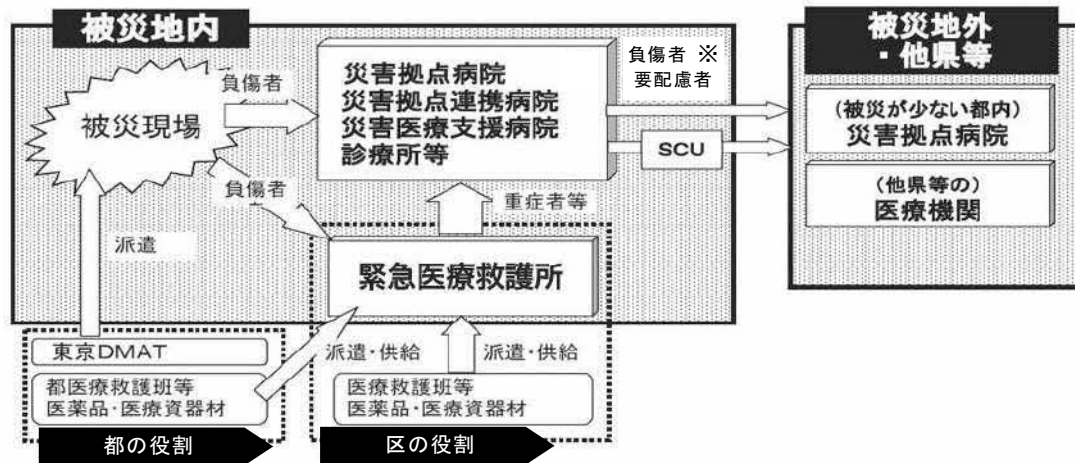
全体概要	フェーズ0発災直後 発災～6時間まで	フェーズ1超急性期 72時間まで	フェーズ2急性期 1週間程度まで	フェーズ3亜急性期 1か月程度まで	フェーズ4慢性期 3か月程度まで	フェーズ5中長期 3か月程度以降
	発災～6時間まで	72時間まで	1週間程度まで	1か月程度まで	3か月程度まで	3か月程度以降
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ		慢性疾患治療、被災者・支援する職員等の健康管理、公衆衛生的なニーズ			
必要な医療救護活動	都内全域の広域的な活動		区市町村中心の救護活動			
①区市町村	緊急医療救護所の設置・運営					
区市町村災害医療コーディネーター	地区医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の設置					
	避難所医療救護所・医療救護活動拠点・災害薬事センターの設置					
②都	災害医療コーディネーターの参集 医療対策拠点の設置					
東京災害医療コーディネーター	東京DMATの活動					
地域災害医療コーディネーター	都医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣					
	主に日本DMATによる支援活動					
	主に他道府県の医療救護班による支援活動					
③災害拠点病院	主に重傷者の収容・治療		平常時の医療体制へ徐々に移行			
④災害拠点連携病院	主に中等症者又は様態の安定した重傷者の収容・治療		平常時の医療体制へ徐々に移行			
⑤災害医療支援病院	診療継続又は区市町村の定める医療救護		平常時の医療体制へ徐々に移行			
⑥診療所等						

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化又は短縮します。

1 活動方針

災害による傷病者又は災害のため医療の途を失った者等に対し、「墨田区災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、医師会等の協力を得て、医療及び助産救護を迅速に実施し、罹災救護の万全を期すことにより民心の安定を図るものとする。

【災害時医療救護の流れ】



※要配慮者：避難後の生活等の各段階において特に配慮を要する者

2 活動内容

機関名	内 容
区	1 災害時における医療救護を一次的に実施する。 2 区災害医療コーディネーターの医学的な助言を受け、区の医療救護活動等を統括・調整する。 3 緊急医療救護所及び避難所医療救護所を設置する。 4 医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会及び訪問看護協会との協定に基づき、医療救護を行うように要請する。 5 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターを通じ医療対策拠点に応援を要請する。 6 迅速な医療救護体制の確立のため、「墨田区災害時医療救護者登録制度」に基づき、平時から災害時の医療救護活動に従事する医師等の把握に努める。
医師会 歯科医師会 薬剤師会 柔道整復師会 訪問看護協会	1 区から協定に基づく派遣要請があった場合には、医療救護活動に協力する。 2 墨田区災害時医療救護活動従事者登録制度の登録者は、区が発行する「墨田区災害医療救護者証」を携行する。
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 区災害対策本部と連携して、可能な範囲で救急隊を出動させる。 2 東京DMATと連携して、救命処置等を実施する。 3 東京DMATの出場に当たっては、東京消防庁との連携によることとし、「東京DMAT運営要綱」に基づき活動する。 4 災害発生直後からおおむね 72 時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京DMATと連携して活動する。

※ I-09：墨田区災害時医療救護活動従事者登録制度運営要綱（別冊 P15 参照）

3 保健医療活動チームの編成

機関名	内 容
区	1 医療救護活動を実施するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会及び訪問看護協会の協力を得て保健医療活動チームを編成し、緊急医療救護所に派遣する。さらに、派遣状況について東京都地域災害医療コーディネーターへ報告する。 2 保健医療活動チームの活動 （1）医師・看護師等 ア トリアージの実施・統括 イ 傷病者に対する応急処置 ウ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 エ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 オ 助産救護 カ 療養上の世話及び診療上の補助 キ 死亡の確認 （2）歯科医師等 ア トリアージの実施 イ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ウ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 エ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療・衛生指導 オ 検死・検案に際しての法歯学上の協力 （3）薬剤師 ア トリアージの実施 イ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ウ 医療救護所等及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 エ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 オ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力 （4）柔道整復師 ア トリアージの実施 イ 医師の指示による負傷者に対する応急措置 3 医療救護所の設置等 緊急医療救護所及び避難所医療救護所を設置し、保健医療活動チームは、医療救護所等において医療救護活動を実施する。 医療救護所等を設置した場合は、その状況について東京都地域災害医療コーディネーターに報告する。 4 医療救護所等の設置場所 緊急医療救護所、災害拠点病院等の近接地等に設置する。 避難所医療救護所は、状況を勘案の上、必要に応じ次の場所に設置する。 （1）原則として、500人以上の避難所 （2）福祉避難所（要配慮者のための特別な配慮がなされた避難所） 5 区の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、医療対策拠点及びその他関係機関に協力を要請し、他の応急医療救護班やボランティア等との連携を図りながら、迅速かつ適切な医療救護活動を行うようにする。

第3項 負傷者等の搬送体制

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会〕

搬送は、原則として被災現場から医療救護所等までは区が対応し、医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までは都及び区が対応する。

医療救護所等の責任者は、災害拠点病院等に収容すべき傷病者がいる場合には、区等に搬送を要請する。

1 負傷者の搬送

都及び区は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じ搬送手段を確保する。

負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都保健医療局及び区が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター・船舶等により行う。

都本部に集まる道路啓開情報並びに警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報ははじめとした道路交通情報を効果的に活用し、搬送路を決定する。

2 医療スタッフ及び医療資器材の搬送

医療救護所の設置に当たって、運営等に必要となる医療スタッフはそれぞれ参集し、医薬品及び医療資器材の搬送については、区が実施する。

なお、必要に応じ、都に医薬品搬送の応援を要請する。

第2節 医薬品・医療資器材の供給

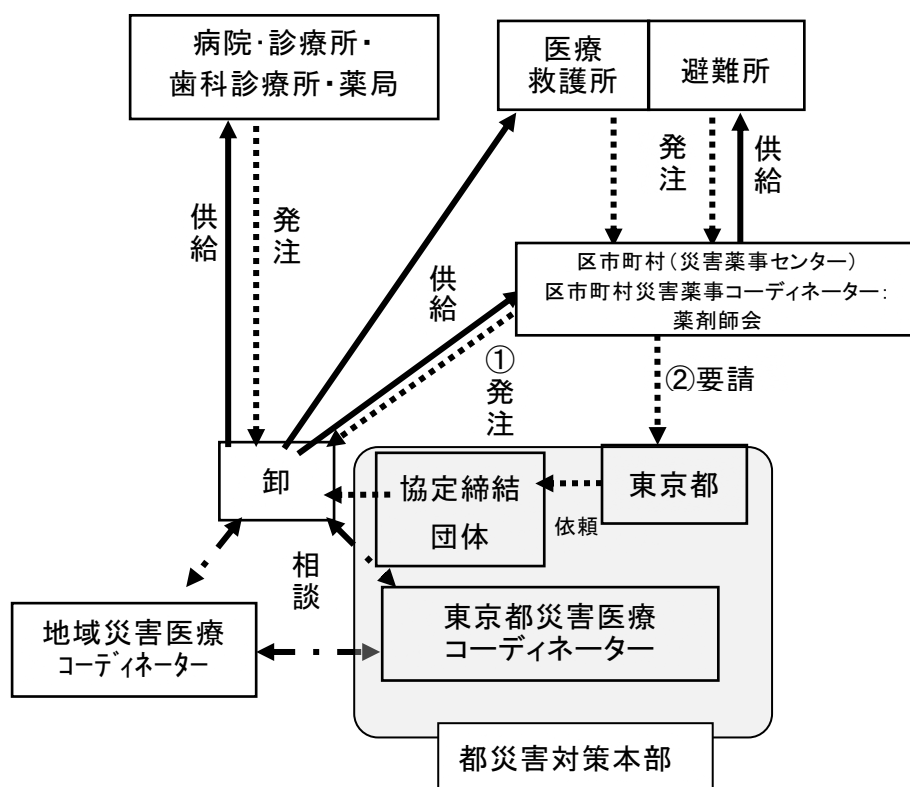
〔区、医師会、歯科医師会、薬剤師会〕

薬剤師会と連携して、薬剤師班活動や緊急医療救護所、避難所医療救護所等への医薬品等の供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる「災害薬事センター」を薬剤師会医薬品・情報管理センターに、発災後速やかに設置する。災害薬事センターの長は、薬剤師会から選任した災害薬事コーディネーターが務める。

また、区は災害薬事コーディネーターの助言を受け、東京都地域災害医療コーディネーター、医療対策拠点に、区内の医薬品需給状況等、薬事に関する情報を報告する。

さらに、緊急医療救護所、避難所医療救護所等における発災後概ね3日間の医療救護活動に用いる医薬品については、「災害時に備えた医薬品の供給等に関する協定」に基づき、災害薬事センターから供給を受けるが、概ね3日間を経過した後の医薬品の供給については、区が災害薬事センターに要請し、災害薬事センターではそれを取りまとめて、医薬品卸売販売業者へ発注する。発注を受けた医薬品卸売販売業者は、災害薬事センター又は避難所医療救護所等へ直接医薬品を納入する。なお、医薬品の配布については、処方薬については医師の処方のもと、OTC薬については薬剤師が避難所の住民（傷病者）へ服薬指導をしたうえで行う。区自ら医薬品を調達することが不可能な場合には、都へ調達を要請する。

【卸売販売業者からの医薬品調達の流れ】



- 1 区は、卸売販売業者へ必要な医薬品を発注し、卸売販売業者が区へ納品する。
- 2 区での調達が不可能な場合は、区は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体※へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区へ納品する。
- 3 上記1・2どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

（緊急医療救護所）

発注：区の災害薬事センターで取りまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸は区の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各緊急医療救護所へ配送

（避難所医療救護所）

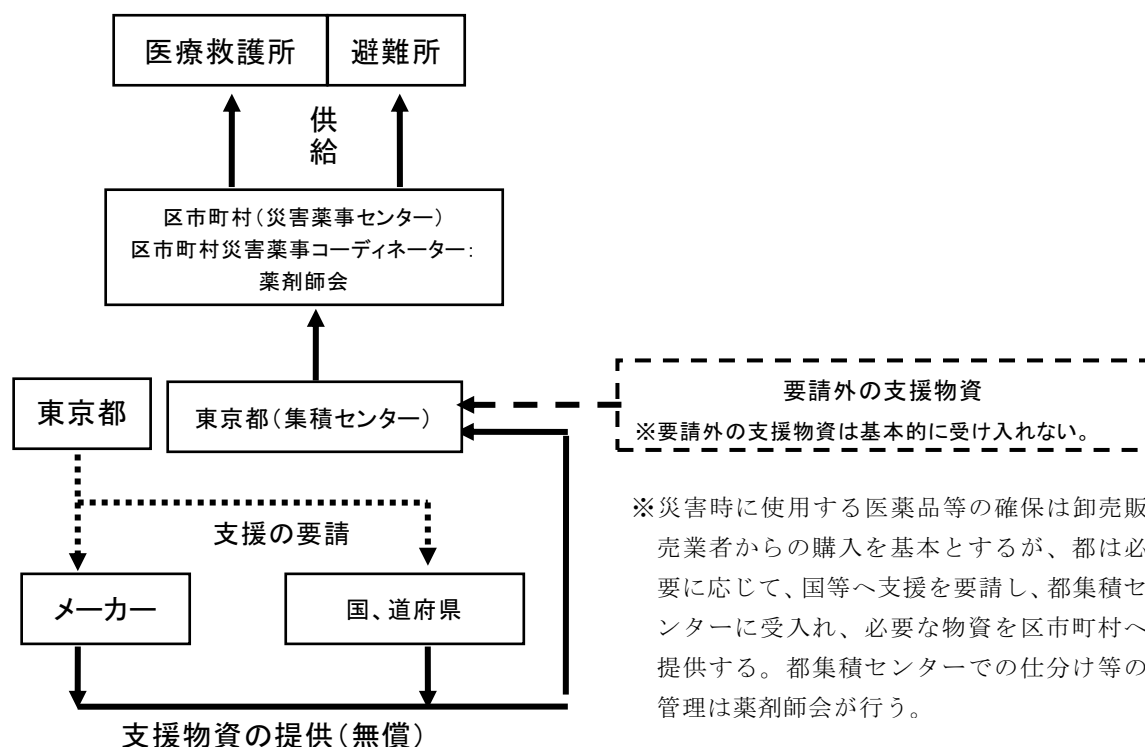
発注：区の災害薬事センターで取りまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が災害薬事センター又は各避難所医療救護所へ直接納品

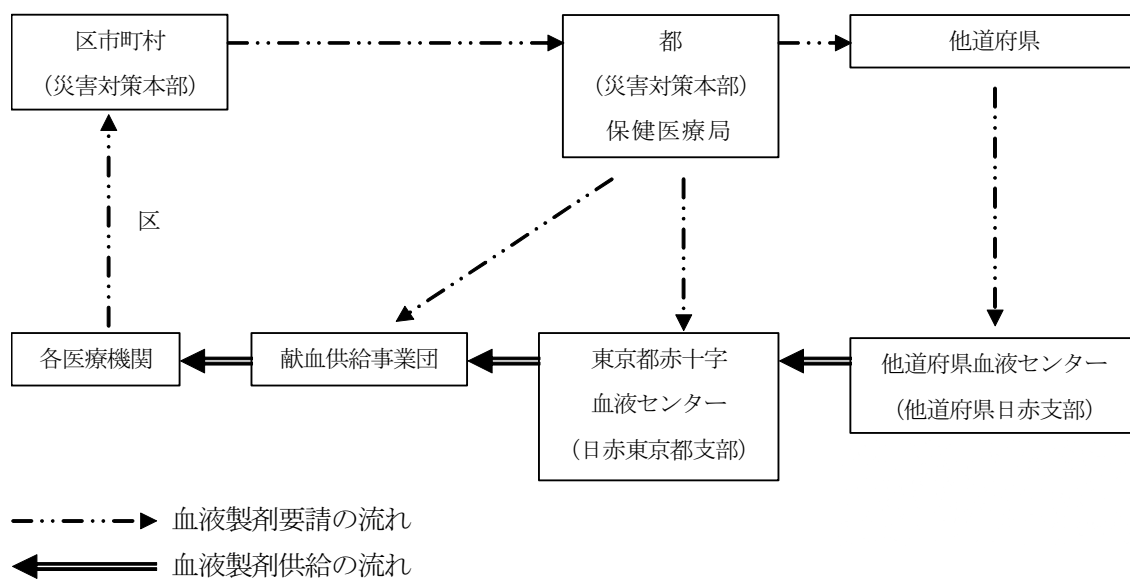
※東京都の協定締結団体

東京都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

【医薬品供給の流れ】



【血液製剤の供給体制】

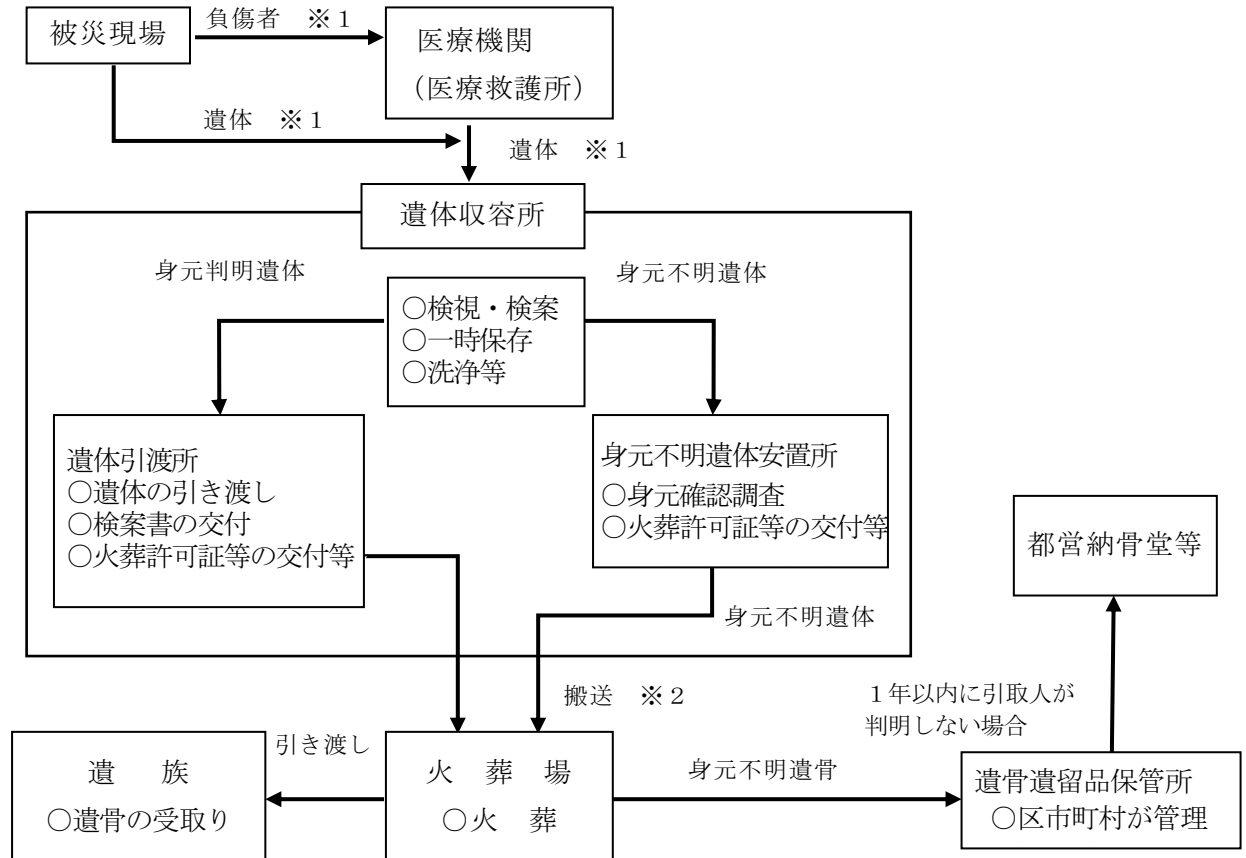


第3節 遺体の搜索、収容及び検視・検案・身元確認等

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会、歯科医師会〕

区は、都及び各関係機関と協力して、遺体の搜索、収容及び検視・検案並びに火葬等を実施する。また、これらを円滑に実施するため、的確な情報を区民に提供する。

【遺体取扱いの流れ】



※1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の搜索・収容等に協力する。

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 区市町村の要請に基づき、都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

1 遺体の搜索・収容等

（1）遺体の搜索

機関名	活動内容
区	1 区（災対総務部罹災・搜索隊搜索班）は、都総務局と協議し、都各部局、警察署、関係機関及びボランティア等の協力を得て、作業員の雇上げ、機械器具の借上げ等の方法を講じ、遺体の搜索を実施する。 2 搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。 3 ただし、災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。 （1）延長の期間 （2）期間の延長を要する地域 （3）期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） （4）その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等）
都 総 務 局	区からの協議に基づき、遺体の搜索について関係機関との連絡調整に当たるとともに、搜索作業が円滑に実施できるよう支援する。
警 視 庁 第七方面本部 本所・向島 警 察 署	1 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 2 区が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 3 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 4 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。

（2）遺体の搬送（遺体収容所まで）

機関名	活動内容
都 総 務 局	区市町村及び関係機関等との連携調整を行い、状況に応じて、陸上自衛隊第1師団に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。
区	1 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 2 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。 3 遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元の認知の有無等について、確認する。 4 遺体の搬送にあたり、警視庁（各警察署）への通報や、状況に応じ、作業員の雇上げ又はボランティアの活用等を考慮する。

（3）遺体の収容等

機関名	活動内容
区	1 遺体の収容 災害発生後、建物の被害状況を勘案のうえ、区公共施設等に速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で遺体を収容するとともに、開設状況について、都及び警視庁に報告する。遺体収容所に必要な資器材等について備蓄に努めるとともに、これらが不足した場合の調達の体制をあらかじめ確立しておく。 また、遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。 なお、遺体収容所に適当な建物がない場合は、天幕、幕張り等を設置する。

機関名	活動内容
区	2 遺体収容所 遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。 3 遺体の一時保存 災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。 4 遺体の洗浄等 泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは人道上好ましくないのみならず、いたずらに腐敗を早め、感染症発生の原因ともなりかねない。また、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の措置が必要となる。 このため、区は都保健医療局と協議の上、必要に応じて作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。 5 遺体処理の期間 遺体処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。 ただし、災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10日以内）に都知事に申請する。

（4）検視・検案

機関名	活動内容
区	1 関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに区公共施設等に遺体収容所を開設する。 2 都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。
都保健医療局	1 都監察医務院長は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講じる。 2 都保健医療局は、検案体制が都の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、必要に応じて関係機関等に応援を要請する。 3 都保健医療局長は、区の要請に基づき、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講じる。
警視庁 第七方面本部 本所・向島警察署	1 警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。 2 検視班は、検視規則、死体取扱規則等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。
医師会	医師会の医療救護班等は、区の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。
歯科医師会	歯科医師会の医療救護班等は、都及び区の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。

都及び警視庁第七方面本部、本所・向島警察署は、検視・検案に必要な資器材等について、適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達する体制を確立する。

(5) 遺体の火葬の取扱い

機関名	内 容
区	「遺体送付票」を作成の上、遺体を指定された火葬場に送付する。火葬に付した後、遺骨等を遺族に引き渡す。 - 遺骨及び遺留品に「遺体・遺骨・遺留品処理票」を付し、保管所に一時保管する。 - 家族その他から遺骨及び遺留品引き取りの希望があったときは、「遺体・遺骨・遺留品処理票」を整理の上、引き渡す。

(6) 遺体の身元確認

機関名	内 容
区	- 遺体の身元を確認し、「遺体・遺骨・遺留品処理票」を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「遺体氏名札」を棺に貼付する。 - 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 - 警視庁より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 - 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 - 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
警 視 庁 第七方面本部 本所・向島 警 察 署	「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 - 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 - おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を区長に引き継ぐ。 - 区と協力して身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。
歯科医師会	- 警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに身元確認のための班を編成し、派遣する。 - 身元確認のために編成された班の医師は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。
都	警視庁の協力を得て、行方不明者の捜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

(7) 区民への死亡者に関する情報提供

大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を準備する。

(8) 遺体の遺族への引渡し

遺体の引渡業務は、原則として本所・向島警察署及び区が協力して行う。また、区職員が遺体の引渡業務に従事する場合は、警視庁「遺体引渡班」の指示に従う。

(9) 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

ア 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。

イ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

● 復旧対策

第1節 防疫・保健活動

[区]

第1項 防疫

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

1 防疫活動

- (1) 飲料水の衛生確保やトイレ等の衛生管理、避難所及び患者発生時等の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除等を行う。
- (2) 被災住民に対する健康調査及び健康相談を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
- (3) 食品の安全を確保するとともに、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

2 感染症対策

- (1) 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都保健医療局と区保健所が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- (2) 都保健医療局及び都区保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- (3) インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- (4) 都保健医療局は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。

第2項 保健活動

1 総合調整

被災状況に応じた保健衛生活動の総合的な調整を行う。

- (1) 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握する。
- (2) 保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。
- (3) 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。

2 保健活動

(1) 保健活動チームの編成

巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動チームを編成して避難所等に派遣する。

(2) 保健活動チームの活動内容

保健活動チームは、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。また、避難所における健康相談や地域における巡回健康相談、乳幼児及び高齢者等の救護、その他必要な保健活動を行う。

(3) 他県市からの応援職員の受入れ

必要に応じて応援協定に基づき、他県市に保健活動班の派遣を要請する。

区単独では対応が困難な場合は、都と協議の上、要請を行う。

派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立並びに活動拠点の確保を図る。

3 メンタルヘルスケア

(1) 被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に入れてメンタルヘルスケア^(*)体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

(2) 関係機関等と協力し、救助に当たる関係機関等の職員に対して、惨事ストレスに対する適切なケアを行う。

(3) 診療所等の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

(4) 保健活動班において、被災住民に対するこころの健康に関する相談を行う。また、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

(5) 都の災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）は、被災時の精神保健医療のニーズアセスメントの実施や災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師チーム等と連携した活動を行う（被災精神科病院の入院患者の転院・搬送支援、被災精神科病院、診療所機能の回復までの外来診療支援、災害ストレスによる被災住民・支援者への対応、地域精神保健活動への支援など）。

4 在宅療養者への対応

関係機関と協力して、在宅療養者の状況把握に努める。

他自治体に必要な支援要請をするとともに、医療機関及び他自治体等と連携し、在宅療養者の搬送及び救護体制の支援に努める。

5 在宅人工呼吸器使用者への対応

「災害時在宅人工呼吸器使用者リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

在宅人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう関係者と協力し、支援する。

在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

(*) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策として、専門職等との対話などのコミュニケーションを行うことで、災害時の被災者等の精神的ストレスを軽減させていくケアのことをいう。

6 被災動物の保護

被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

第2節 医薬品・医療資器材の供給

応急対策第2節「医薬品・医療資器材の供給」に準ずる。

第3節 火葬等

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

1 火葬特例の適用・許可証発行

区は、通常火葬が困難な場合には、緊急時の特例として、迅速かつ的確な処理を期するため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

2 広域火葬

都は、広域火葬が必要であると判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都災害対策本部（都保健医療局）に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。

都内で広域火葬が実施された場合に、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。

機関名	活動内容
都 保 健 医 療 局	1 区市町村からの応援・協力要請に基づき、広域火葬の実施を決定し、速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。 2 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には、近隣県に対し、応援・協力を要請する。 3 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。 4 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。 5 遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
区	1 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 2 住民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知する。 3 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。 4 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。また、遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。

